

中央大学（大学院法務研究科）及び鹿児島大学（法文学部）の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と鹿児島大学法文学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和6年4月1日から、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の開設科目「実践演習（模擬裁判）」を2年前期から2年後期開講へと変更する。
- 2 令和7年4月1日から、連携法曹基礎課程の開設科目「有価証券法」を廃止する。
ただし、令和6年度以前の入学者に限り、令和9年度まで開講する。
- 3 令和8年4月1日から、連携法曹基礎課程の開設科目「行政争訟法」を3年前期から3年後期開講へと変更する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年2月18日

甲

乙

学長（代理人）
中央大学大学院法務研究科長

学長（代理人）
鹿児島大学法文学部長

宮下 修一

大日方 信春

中央大学（大学院法務研究科）及び鹿児島大学（法文学部）の法曹養成連携協定

中央大学（以下「甲」という。）と鹿児島大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力をを行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）

二 連携法曹基礎課程 鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムに関する規則第2条に規定する乙の法曹養成連携プログラム（以下「本法曹プログラム」という。）

（法曹プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本法曹プログラムの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹プログラムの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹プログラムの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹プログラムの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

一 本法曹プログラムの学生に対する学修支援を所管する委員会を設置すること

二 本法曹プログラムの学生に対して、学修指導を行う教員を配置すること

三 本法曹プログラムの学生に対して、実務経験のある教員または実務家による学修その他の就学に関する助言を受ける機会を与えること

四 乙は、前三号に関して、学生の満足度を把握するため、第2号の教員以外との面談の機会を年に2回程度設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹プログラムにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹プログラムの学生に対し、本法科大学院の開設科

目を履修する機会を積極的に提供すること

二 甲及び乙が協議のうえ定めるところにより、本法曹プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当り、本法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

第7条 甲は、本法曹プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本法曹プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和7年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相応に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹プログラムに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹プログラムを修了するときに、終了するものとする。

(協定に定めない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なものと及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年2月18日

甲 中央大学
学長 河合 久
上記代理人大学院法務研究科長
宮下 修一

乙 鹿児島大学
学長
上記代理人法文学部長
大日方 信春

1. 乙の法曹プログラムの教育課程編成の方針

乙に履修プログラムとして設置される法曹養成連携プログラムは、乙の法経社会学科法学コースにおける法学教育課程と連携法科大学院の教育課程を一貫的に接続し、体系的な学修を行うことを目的とする。この目的を達成するため、法曹養成連携プログラムは、乙及び法経社会学科法学コースのカリキュラム・ポリシーを踏まえつつ、これを履修する学生が、連携法科大学院における学修の前提となる能力、すなわち、①社会に生起する問題を発見する能力、②法的知識及びその調査能力、③法的な分析・推論を行う能力、④法的な議論や表現をする能力を身につけることができるように、乙の法経社会学科法学コースにおいて開設される科目を通じて次のように教育課程を編成する。

(1) 連携法科大学院における教育の共通的な到達目標の中心部分となる科目（以下、法律基本科目という）については、必ず修得しなければならない科目とする。段階的・体系的な学修を行うために、①実定法を学ぶ基礎となる分野である憲法（人権・統治）、民法（総則・物権法・債権法・家族法）、刑法（総論・各論）に関する科目を1年次から2年次にかけて多く配置し、②その応用的な内容を含む分野である商法（会社法）、行政法（総論・国家補償法・行政争訟法）、民事訴訟法、刑事訴訟法に関する科目を学年進行に応じて順次展開する。

(2) 法律基本科目において学修した法的知識と理解を前提として、各分野の具体的な事例を分析して法的な推論を行い、その内容を文書によって表現する能力を身につける（キャリア形成演習（法職入門A）、同（法職入門B））は、学生が必ず修得しなければならない科目とする。

(3) 法律基本科目の特定分野について、講義科目で学修した法的知識と理解を前提として、より高度な分析と推論を行う能力、議論をする能力、文書や口頭で表現する能力を身につける少人数演習科目（演習I）は、学生が複数の分野について必ず履修しなければならない科目とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学	学	必修科目	選択必修科目	選択科目
---	---	------	--------	------

		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	法学の基礎	2				
		憲法統治	2				
	後期	民法総則	2				
		憲法人権Ⅰ	2				
2年	前期	憲法人権Ⅱ	2				
		物権法Ⅰ	2				
		債権法Ⅰ	2				
		家族法	2				
		刑法総論Ⅰ	2				
		行政法総論Ⅰ	2				
	後期	物権法Ⅱ	2			法社会学※4	2
		債権法Ⅱ	2			実践演習（法情報論）※3	2
		刑法総論Ⅱ	2			実践演習（模擬裁判）※3	2
		刑法各論Ⅰ	2				
		会社法Ⅰ	2				
		行政法総論Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		刑事訴訟法Ⅰ	2				
キャリア形成演習 （法職入門A）	2						
3年	前期	債権法Ⅲ	2	演習Ⅰ（憲法）※1	2	商取引法Ⅰ※4	2
		刑法各論Ⅱ	2	演習Ⅰ（財産法）※1	2		
		会社法Ⅱ	2	演習Ⅰ（刑法）※1	2		
		国家補償法	2	演習Ⅰ（商法）※1	2		
		民事訴訟法Ⅱ	2	演習Ⅰ（行政法・地方自治法）※1	2		
		刑事訴訟法Ⅱ	2	演習Ⅰ（民事手続法）※1	2		
		キャリア形成演習 （法職入門B）	2	演習Ⅰ（刑事訴訟法）※1	2		
	後期	行政争訟法	2	演習Ⅰ（憲法）※2	2	司法政策論※3※4	2
				演習Ⅰ（財産法）※2	2	有価証券法※4※6	2
				演習Ⅰ（刑法）※2	2		
			演習Ⅰ（商法）※2	2			
			演習Ⅰ（行政法・地方自治法）※2	2			

			演習 I (民事手続法) ※2	2		
			演習 I (刑事訴訟法) ※2	2		
合計		54		8		※5

※1 この中から 4 単位以上の修得が必要

※2 この中から 4 単位以上の修得が必要

※3 法経社会学科法学コース開設科目のうち、履修を推奨する科目。法曹養成連携プログラムの修了要件には含まれない。

※4 法経社会学科法学コース開設科目のうち、法曹養成連携協定を交わす法科大学院における個別免除の要件となる科目。法曹養成連携プログラムの修了要件には含まれない。

※5 乙の法経社会学科法学コースの履修要件に従い、法曹養成連携プログラムの必修科目及び選択必修科目を含む専門科目を 94 単位以上、共通教育科目 30 単位以上（合計 124 単位以上）を修得することが、乙の法経社会学科法学コースの卒業及び法曹養成連携プログラムの修了に必要なである。

※6 令和 6 年度以前の入学者に限り、令和 9 年度まで開講する。令和 7 年度以降の入学生には非開講科目である。

＜別紙2＞乙の法曹プログラムにおける成績評価の基準

鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムにおける各科目の成績評価は、「法文学部法経社会学科法学コースにおける開講科目の成績評価に関する申合せ」に基づいて、以下のとおり実施される。

1. 成績評価基準

(1) 各科目の成績評価は、シラバスに示される「授業の目標」に対する到達度を判定し、以下の基準によって評価する。

秀 (90 点以上) : 当該科目の学修目標を極めて高い水準で充足している者。

優 (90 点未満 80 点以上) : 当該科目の学修目標を高い水準で充足している者

良 (80 点未満 70 点以上) : 当該科目の学修目標を概ね充足している者

可 (70 点未満 60 点以上) : 当該科目の学修目標を最低限充足している者

不可 (60 点未満) : 当該科目の学修目標に到達していない者

(2) 別表に掲げる各科目の成績評価に際しては、論述式を含む期末試験を実施しなければならない。

2. 相対評価

別表に掲げる科目については、秀 (90 点以上) と評価する人数の上限を成績評価対象者 (法文学部法経社会学科法学コース以外に所属する学生を除く) の 20%以内とする。ただし、以下の場合、法学コース会議が当該授業の成績評価が厳格に行われていることを確認したうえで、前項の例外を認めることができる。

(1) 成績評価対象者が 20 名に満たない場合

(2) 厳密な到達度評価を前提とする教授方法の導入などにより、前項に規定する基準によりがたい場合

3. 審査

法学コースFD委員は、別表記載の各科目の成績評価が相対評価の基準に適合しているか否か審査し、その結果を法学コース会議に報告する。基準に適合しない科目がある場合、法学コース長は、その評価を是正するよう当該科目の担当教員に命じなければならない。

(別表)

法学の基礎	民法総則	物権法 I	物権法 II	債権法 I
債権法 II	債権法 III	家族法	憲法人権 I	憲法人権 II
憲法統治	刑法総論 I	刑法総論 II	刑法各論 I	刑法各論 II
会社法 I	会社法 II	行政法総論 I	行政法総論 II	国家補償法
行政争訟法	民事訴訟法 I	民事訴訟法 II	刑事訴訟法 I	刑事訴訟法 II

以上

＜別紙3＞本法曹プログラムにおける早期卒業制度

本法曹プログラムを履修する学生の早期卒業は、「法経社会学科法学コース早期卒業に関する申合せ」（法文学部教授会）の定めるところによる。

1. 資格

2年次末までに次の要件をすべて満たす場合は、早期卒業の資格を有するものとする。

- (1) 卒業要件科目の単位数 90 単位以上(令和 4 年度以前入学生については 95 単位以上)を取得している者
- (2) 修得した全卒業要件科目の平均点が 85 点以上の者
ただし、平均点の算出においては、単位認定科目および他大学単位互換制度により単位を修得した科目は対象外とする。
- (3) 3年次末までに卒業に必要な単位を修得できる見込みの者

2. 申請

早期卒業を希望する者は、2年次後期の成績交付が完了した時点で、学科長に対しすみやかに所定の願書を提出しなければならない。

3. 判定

教授会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し、これを判定する。

4. 卒業

早期卒業の資格を有する学生が、3年次に卒業要件単位をすべて修得し、かつ、3年次末までに修得した卒業要件単位に算入できる全科目の成績の平均点が100点満点で85点以上の場合に、卒業を認定する。

5. 卒業の時期

卒業の時期は、3年次後期末とする。

本法曹プログラムを履修する学生の年間履修上限は、「法文学部履修登録単位の上限に関する申合せ」（法文学部教授会）の定めるところによる。

1. 履修登録単位数の上限

学生は、各学期に開講される共通教育科目並びに専門教育科目について、合計 25 単位を超えて履修登録することはできない（なお、令和 2 年度 4 月入学生からは、合計 24 単位を超えて履修登録をすることができない）。

2. 適用除外

早期卒業を申請し、その資格を認められた学生については、3年次において履修登録単位数の上限を適用しない。

以上

＜別紙４＞本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第7条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結した大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

1 5年一貫型選抜

(1) 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者
- 3) 甲が指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

40名（地方大学出身者専願枠5名を含む [注2]）

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
- ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
- ③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績
- (6) 開放型選抜及び一般選抜への出願
開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない
- (7) 入学資格
翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者
 - 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者
 - 2) 協定関係にある大学を卒業した者
 - 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）について単位を修得した者

2 開放型選抜

- (1) 対象者
法曹基礎課程に在籍する学生
- (2) 出願資格
出願時において、以下の条件を全て満たす者
 - 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
 - 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、甲が正当な理由があると認めた者
 - 3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者
- (3) 募集人員
20名
- (4) 入学者選抜の実施時期
入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。
- (5) 選抜方法
下記項目を総合的に評価して合否を判定する。
 - ①在籍する大学における成績
 - ②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）
 - ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績
- (6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願
5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7) 入学資格

翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 法曹基礎課程を修了している者
- 2) 大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目（当該科目の範囲を含む。）の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程（「協定関係にある大学」を除く。）の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。

3 一般選抜

(1) 入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。

注1：甲が指定する法律基本科目及びその範囲は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。

注2：法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注3：任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料